

市が奨励措置を行う事業者への土地所有に関する決議

1 趣旨

南陽市ビジネスホテル誘致条例等に基づく奨励措置の適正な運用および事業継続性の確保のため、奨励措置の対象事業者に土地所有要件を求める。

2 提出の理由

(1) 事業継続性の確保

奨励措置を受けて行われる事業は長期的な投資回収を前提とするものであり、土地所有形態は事業継続性に直結する。現行制度では土地所有に関する規定がなく、賃借による撤退リスクが残されている。奨励措置を付与する以上、安定的な事業運営が可能な事業者を対象とすることが合理的である。

(2) 公的支援の効果最大化

奨励措置は市財政を用いて実施されるものであり、地域に長期的利益をもたらす事業者を優先する必要がある。土地所有は、事業者の地域へのコミットメントを示す重要な指標となる。

(3) 地域経済への安定的波及効果

奨励措置を受けて行われる事業は雇用創出、観光振興、地域事業者との連携など、多面的な経済効果を持つ。また、土地所有要件を設けることで、これらの効果が長期的に維持される可能性が高まる。

3 結語

奨励措置を受ける事業者に対する土地所有要件の追加は、市内事業所の安定的整備と地域経済の持続的発展に資するものである。奨励措置の適正な運用と地域への確実な利益還元を図るため、今後相談を受ける場合においては、本意見について検討されるよう強く求める。

以上、決議する。

令和 8 年 6 月 1 9 日

南 陽 市 議 会